

第 2 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 1 時 3 0 分より、第 2 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について
第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について
第 3 号議案 非農地証明願の承認について

- 第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 岸本 幸三	2 番 植村 修	4 番 中林 和夫	5 番 藤井 武雄
6 番 井内 徹	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	1 0 番 辻 四一郎
1 1 番 吉田 利一	1 2 番 柴田 信哉	1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之

（欠席委員）

3 番 徳田 明子	9 番 今村 正喜
-----------	-----------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造	中井 正樹	水谷 修
-------	-------	------

（事務局）

塚本 局長	稲垣 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	北岡（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に徳田委員、今村委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は、農業委員定数 1 4 人の内、出席委員は 1 2 人であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、議事進行につきまして、中林会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 2 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、藤井委員、井内委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、佐原委員と私でした。佐原委員、お疲れ様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」1 件をご説明申し上げます。 地図では 1 ページ、「3 条許可」の円で囲んだ番号 1 から 5 です。 本件については、譲渡人は高齢により管理困難となったため、また、譲受人は、農地の耕作及びその農作物を他の事業に活用するため、所有権を移転されるものです。他の事業につきましては、農産物の加工、商品開発などのほか、農業体験プログラムにより、多くの方に農業へ関心を寄せていただく取り組みを考えておられます。 譲受人の農作業歴は 4 年ありますが、実質、新規就農者であり、他市の農業者から指導を受けておられます。指導内容は栽培技術のほか、土壌管理、農機具の操作、経営管理などです。番号 1 から 4 は水稻を、番号 5 は野菜を栽培される予定です。 農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。

議 長	続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る 7 月 2 7 日、事務局の案内で中林会長と現地調査に行っていました。 番号 1 の池尾●●●●及び●●の利用状況につきましては、草刈り後と見受けられますが、雑草が 2 0 c m 程度伸びている状態でした。池尾●●●●、●●及び●●の利用状況につきましては、草刈りは大分前のことと見受けられます。雑草が膝丈程度まで伸びている状態でした。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
岸本委員	所有者の方もご高齢になってきておられますので、新規就農希望の方に営農を引き継がれることを嬉しく思います。本件について 6 点お尋ねいたします。 1 点目、今後水稻を中心に作付けされるにあたって、耕作に必要な資機材の保有状況をお尋ねします。 2 点目、山間地で営農するにあたっては獣害対策が必要です。当該地は地図番号 3 のみがメッシュフェンスで囲われており、他の農地については獣害防止のメッシュフェンスがありません。他の農地についても、まず獣害対策が必要と考えますが、どのような営農計画になっていますか。 3 点目、地図番号 1 及び 2 は周辺道路より低い位置にあり、従前より湿地状態であったと認識しております。概ね 1 0 年前から現況は変わっておりません。本件の営農計画では地図番号 1 ～ 4 が水稻の作付け、地図番号 5 が夏冬野菜の作付けとのことですが、いずれも病虫害防除や雑草防除の予定はなく、水稻を予定されている農地では有機栽培されるのではないかと読み取りました。当該農地はホタルイやタデが群生しておりますので、水稻栽培にあたって現地の雑草をどのように除去して作付けされるのでしょうか。 4 点目、地図番号 3 は地形的に地図番号 1 及び 2 より地面が高い位置にあり、実面積は狭小で、農機具は使いづらい農地です。田として耕作できないのではないかと思います。人力で耕作されるのでしょうか。当該地について、私は畑として利用されるのが良いのではないかと考えます。 5 点目、地図番号 4 は道路を挟んで地図番号 1 ～ 3 とは反対の位置にあります。この農地も実面積は狭小で、農機具は使いづらいところですが、人力で耕作されるのでしょうか。 6 点目、いずれの農地も地域的に高いところに所在しておりますので、河川が

	ございません。水稻を作付けするための水量はどのように確保されるのでしょうか。 以上、よろしくお願いします。
局 長	資機材につきましては、譲受人が保有しているのは農業用自動車 1 台となります。今後は現在指導を受けている他市農業者から、耕運機、トラクター、コンバインを借りられる予定です。 獣害対策につきましては、初年度に電気柵の設置を予定されております。 水稻栽培につきましては、一度草を刈ってから作付けされる予定です。
岸本委員	雑草がびっしりと生えております。ただ刈り取るだけでは根っこが残りますので、水稻栽培は厳しいです。何らかの方法を取らないと、水稻を作付けしても雑草に負けてしまうと思います。
次 長	一般的な営農による収量を目指されているのではなく、主として農業体験プログラムの活動により収量を確保したいとのことです。通常の半分弱となる 1 反で 2 0 0 k g 程度の収量を目指されており、初年度はそれだけの収量が確保できれば採算が取れるようです。
局 長	狭小地につきましても、農業体験プログラムによる人力で耕作される予定となっております。
次 長	農業体験プログラムへの参加は、年間を通して 2 0 人、田植えと収穫の際にはそれぞれ 2 0 人を見込まれており、ボランティアを含めて大体 5 0 人程度で作業をされる予定です。収益を求めている取得というよりも、里山保全の一環として水稻栽培を取り入れたいとのことです。収穫した農作物を調理する等の体験も含めてのプログラムを計画されており、そのための農地をお求めということです。
吉田委員	地図番号 1 及び 2 は、地図番号 3、4 及び 5 と地番が変わっていますが、道路を挟んで番地が違うんですか。
次 長	小字が変わっております。
岸本委員	地図番号 2 と 3 の間に細い道が入っておりますが、そこが字界になります。
吉田委員	新規就農とのことですが、年齢はいくつですか。

次 長	4 1 歳です。
吉田委員	良いことばかり仰っていますが、本当にやれるんでしょうか。
次 長	譲受人は、上高野で既にそういったプログラムをやっておられます。そちらに参加している方がそのまま集まって 2 0 人になるのか否かは把握しておりませんが、当該地の手入れの際に大体十数人規模で来ていらっしまったようです。
吉田委員	地元の委員にはよく見ておいてもらいたいです。
岸本委員	この間も一度見てきましたが、今後の様子も注視したいと思います。
吉田委員	大概最初は良いことを仰いますが、実際にできるかどうかは分かりません。今までも続かなかった例が沢山あります。
次 長	譲受人が入手されている宅地の裏側に、山水が流れてきて溜まっているところがありましたので、水路側へ引っ張るような管を通される等の作業もされております。一定の手入れを真面目に進めていこうという姿勢は見受けられます。
水谷推進委員	元々、水は仰っている水路を通っていたんですか。谷川から水を上げて持って行っていたんでしょうか。
次 長	地図番号 1 及び 2 の西側に 4 0 c m くらいの水路がありますが、常時流れているわけではありません。
水谷推進委員	谷川の水ですね。
次 長	はい。
議 長	この間現地を見た際に夕立がありましたが、そこそこ水は来ておりました。田んぼとしては、来年ではまだできないのではないかと思います。作付けできる状態になるかどうか、もう少し見極めに時間がかかると思います。
水谷推進委員	現地には大きな切り株があり、スコップではひっくり返りません。ユンボ等が必要になると思います。

岸本委員	私がおよそ１０年前に現地を見た際は、ホタルイがまばらに生えてきている程度でした。しかしこの間見た際はびっしりと全面が草に覆われており、田の土が見えないような状態でした。相当水を回して代掻きして耕起をしないことには使えないと思います。
次 長	水に関しては、地図番号５の北側に宅地がありまして、その西側の山手に井戸か何か水源があるそうです。ただ、そこからの供水経路が大分傷んでおりますので、まずはそちらを直す計画でした。 ですが土木関係の知人に相談しながら進めておられる中で、南側で水が滞留している場所があることが分かりましたので、地図番号４及び５の東側にある道路側溝へ水を逃がすようなパイプを作られています。上流から順番にすると何処かで溜まってしまうので、流せるところから順番に上っていく方向に切り替えられたと聞いております。
水谷推進委員	取得された宅地は、農小屋ですか。
次 長	農小屋ではなく、住宅となります。農業体験プログラムの企画内には土壁のやり直し等もありましたが、想像以上に損傷しておりましたので、すぐには動けないと切り替えられたとのことでした。
水谷推進委員	状況は把握した上で計画されているんですね。
次 長	こちらから特に求めましたが、収支として赤字にならないのかというところですね。機械をほとんど使わないということで、水稻だけで５万円程度プラスの見込みです。その他販売等も含めて、７０万円程度の黒字になるとのことです。譲受人の住所地も記載のとおりですので、週に２、３回程度は現地に来られるとのことでした。
水谷推進委員	収益をあげようとしているわけではないので、そこは黒字でなくとも良いと思います。まず住宅が相当傷んでいるのと、雑草の刈り取り等も重機が必要だと思うので、収益よりもそちらを心配しております。
次 長	継続性という意味で赤字では続かないと考えておりましたので、最低限運営費が賄える程度の収益が出るのか確認をしておりました。経費についても大分厳しく見ましたが、仮設トイレの設置や資機材の借受で年間２５万円程度は見込まれており、一応黒字が確保できる予定なので事業自体の継続性はあると思います。

吉田委員	新規就農なので、やってもらったら良いと思います。ただ、ちゃんとできるかどうかは見守っていかないとはいけません。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」1 件をご説明申し上げます。 地図では 2 ページ、「5 条許可」の円で囲んだ番号 1 から 3 です。 本件につきましては、安田町の開発関連ですが、いわゆる A 工区内の仮設沈砂池に係る一時転用許可の事業計画変更となります。 当該仮設沈砂池についての一時転用の期間は、令和 6 年 1 0 月 1 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まででしたが、B 工区に設置する予定の沈砂池建設が地下水の影響で遅れているため、改めて期間を令和 8 年 1 1 月 1 0 日まで延長する変更手続きを行うものです。 なお、今回の変更については、転用農地の面積、仮設沈砂池容量の変更はありません。 以上です。
議 長	続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る 7 月 2 7 日、事務局の案内で中林会長と現地調査に行っていました。 番号 1 の安田町・・・、・・・及び・・・の利用状況につきましては、背丈ほどの雑草が生えており、周辺では順番に草が刈られているところでした。 なお、翌々日に再び現地を確認しましたところ、きれいに草刈りがなされてお

	り、仮設沈砂池が見える状態でした。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案 農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案の通り「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。 次に「第３号議案 非農地証明願の承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第３号議案 非農地証明願の承認について」１件をご説明申し上げます。 地図では３ページ、「非農地証明」の円で囲んだ番号１です。 本件につきましては、平成３年頃に、農業用倉庫を建築するために土を入れ造成され非農地になったものです。現在、農業用倉庫及び作業用通路などとして利用されており、長期間耕作されていないため、所有者から、このたび非農地証明願が提出されました。 農地法第２条第１項の農地に該当しないものと判断いたしたく、非農地通知の決定について承認を得るものでございます。 以上です。
議 長	続きまして、佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る７月２７日、事務局の案内で中林会長と現地調査に行っていました。 番号１の槇島町・・・・の利用状況につきましては、農業用倉庫及びその通路として管理されていました。 以上です。

議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 3 号議案 非農地証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」一括して 3 件をご説明申し上げます。 番号 1 につきましては、地図では 4 ページ、「4 条届出」の円で囲んだ番号 1 です。 本件につきましては、昭和 41 年に当時の所有者の親族が農地法を知らずに住宅を建設し、今日まで住宅として利用されてきています。届け出が遅れていたことから顛末書も併せて提出されています。隣接農地はございません。 番号 2 につきましては、地図では 5 ページ、「4 条届出」の円で囲んだ番号 2 です。 本件につきましては、平成 10 年頃に所有者が農地法を知らずに露天駐車場として整備し、今日まで使用されてきています。届出が遅れていたことから顛末書も併せて提出されています。雨水は自然浸透です。隣接農地はございません。 次ページ、番号 3 につきましては、地図では 6 ページ、「4 条届出」の円で囲んだ番号 3 です。 本件につきましては、露天資材置場を整備するための転用で、雨水は北側排水路による排水及び自然浸透です。南側隣接農地も含め、隣接地との間にはコンクリートが設置されています。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。

議 長	なしの声 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
------------	--

(午後2時03分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____